

墨田区営運動場条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（設置）</p> <p>第 2 条 区民の体位向上その他<u>スポーツ</u>の振興及び普及を図るため、別表第 1 のとおり運動場を設置する。</p> <p>（使用の承認）</p> <p>第 3 条 運動場を使用しようとする者は、<u>区長</u>に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>（使用料）</p> <p>第 4 条 運動場の使用料は、別表第 2 の範囲内で<u>墨田区規則</u>で定める額とし、使用承認の際に納付しなければならない。</p> <p>2 <u>区長</u>は、特別の理由があると認めたときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（使用料の返還）</p> <p>第 5 条 既に納めた使用料は返還しない。ただし、<u>区長</u>が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>（特別の設備）</p> <p>第 7 条 使用者は、運動場に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ<u>区長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>（使用承認の取消し等）</p> <p>第 8 条 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>区長</u>は、使用の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 使用者がこの条例又は<u>区長</u>の指示に違反したとき。</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、<u>区長</u>が特に必要と認めたとき。</p> <p>（委任）</p> <p>第 1 0 条 この条例の施行について必要な事項は、<u>墨田区規則</u>で定める。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第 2 条 区民の体位向上その他<u>社会体育</u>の振興及び普及を図るため、別表第 1 のとおり運動場を設置する。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第 3 条 運動場を使用しようとする者は、<u>墨田区教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第 4 条 運動場の使用料は、別表第 2 の範囲内で<u>教育委員会規則</u>で定める額とし、使用承認の際に納付しなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、特別の理由があると認めたときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第 5 条 既に納めた使用料は返還しない。ただし、<u>教育委員会</u>が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第 7 条 使用者は、運動場に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第 8 条 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>教育委員会</u>は、使用の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 使用者がこの条例又は<u>教育委員会</u>の指示に違反したとき。</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が特に必要と認めたとき。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第 1 0 条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>

## 付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の墨田区営運動場条例の規定により墨田区教育委員会が行った処分その他の行為又は同日前に墨田区教育委員会に対してされた申請その他の行為は、同日以後においては、それぞれこの条例による改正後の墨田区営運動場条例の規定により区長が行った処分その他の行為又は区長に対してされた申請その他の行為とみなす。